

**令和元年度
第1回避難所運営委員会**

1. 避難所運営委員会

指定避難所は、災害で住む家を失った被災者が一時的に避難し、生活を送る場所であり、避難者が自主的に運営することが原則です。

しかし、災害が発生してから避難所の運営体制を構築し、ルールを決めていくことは非常に困難です。

そのため、笛吹市では平常時から避難所の運営についての規則や生活ルール作り、組織体制など避難所運営マニュアルなどを検討する避難所運営委員会を平成29年度に設立しました。

避難所運営委員会は、地域(行政区)・施設管理者・市役所職員で構成されています。

2. 避難所運営の基本方針

1) 平時からそれぞれの避難施設、状況に即した運営ルールや運営マニュアルの作成に取り組みましょう。

2) 避難所は原則として地域住民(避難者)による自主運営とし、施設管理者及び市町村職員(避難所担当者)と連携した運営を行いましょ。

3) 避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みましょ。

3. 今後の取組

過去の災害教訓から、避難所運営が円滑に行われるためには、運営に関する具体的な手順を定めた『避難所運営マニュアル』を作成し、活用することが有効です。

このことから、市の避難所運営マニュアル基本モデルに基づき、各避難所の運営マニュアルの作成に取り組めます。

4. 今年度の予定

6月

- ・ 第1回避難所運営委員会
- ・ (方針、今後の取り組みなど)

9月

- ・ 第2回避難所運営委員会
- ・ (避難所運営マニュアルの作成など)

11月

- ・ 避難所運営訓練勉強会
- ・ (対象地域のみ)

2月

- ・ 第3回避難所運営委員会
- ・ 避難所開設・運営訓練(避難所のうち2~3ヶ所)

9月の避難所運営委員会について

平成30年度の避難所運営委員会では、

- ・避難所の利用範囲等の確認
- ・避難所の運営体制づくり 等

行政区役員、施設管理者、市職員で避難所ごとに協議していただきました。

今年の運営委員会は、まだ協議しなければならない項目について、引き続き話し合いを行い、マニュアルの作成を進めてください。

協議する項目がない避難所については、マニュアルの再確認や、避難所開設訓練に向けた活動内容の協議をお願いします。



【参考】 指定避難所までのイメージ図(地震)



(報知音)
緊急地震速報です。
強い揺れに警戒
してください。

まずは自分の身を守る行動(テーブルの下にもぐるなど)を。
揺れがおさまったら、家のガスや、
電気ブレーカーなどを確認しま
しょう。
非常用持出品も用意して、安全な
場所へ避難しましょう。
お隣さんにも声を掛けていこう。

一時避難場所



公民館や広場など行政区で決めた
一時避難場所で、自主防災組織(行
政区)・消防団を中心に安否の確認
をします。

自宅での生活が困難



③

④

指定避難所



災害による家屋倒壊などで自宅での生
活が困難な方が、一時的に生活ができ
るように指定避難所へ避難します。
避難者による自主運営ができるように、
避難所運営委員でサポートします。

⑤